

第4章 計画の推進にむけて

計画の推進にあたっては、「計画の周知」をはじめ、庁内の推進体制の充実や食育関係団体、地域活動団体、関係機関等の「連携体制の確立」にむけて取り組みます。また、本計画を実効性あるものとするため、計画の定期的な点検・評価など、適切な「計画の進行管理」に取り組みます。

1 計画の周知

食育に関して、多くの市民や地域、学校、行政などの意識の共有を図り、同じ目標に向かい積極的に参画できるよう、市ホームページや市報ぎのわん等の多様な媒体や各種イベント等の機会、地域活動を通して、本計画の周知に取り組みます。

2 連携体制の確立

本計画の施策を効果的に推進するため、食育に関わる関係課や関係機関、関係団体等と目標の共有および各々の役割を明確化する機会を持ち、連携強化に努めます。

①庁内体制の充実強化

- ・生涯にわたるライフステージに応じた中断のない食育を推進するためには、健康づくり・教育・生涯学習・産業等の関係課との連携が不可欠であることから、庁内の情報共有や施策の点検評価等を行う庁内組織を構築し、連携体制(課長クラスまたは係長クラス等の庁内会議)を充実強化します。
- ・各小中学校及び学校給食センターとの連携については、食育担当者会議の充実を図り、学校をとした食育を推進します。また、各課に配置されている栄養士間の情報共有((仮称) 栄養士連絡会) や学校給食センターの栄養教諭及び各学校の養護教諭・給食担当教諭の連携の場を設ける等、学校を通じた食育を推進します。

②食育関係団体活動等への支援

- ・食育の推進は、市民一人ひとりの食生活に直接関わる取組であり、これを市民に適切に浸透させていくためには、行政による取組だけでなく、市民の生活に密着した活動を行っている食生活改善推進員や母子保健推進員や健康づくり推進員等の役割が重要であることから、その団体の属性に応じた活動支援や連携、人材育成等の取り組みを進めます。
- ・地域に根づく食育を推進するため、地域(自治会)と食生活改善推進協議会との連携・協力をより一層促進します。
- ・市内保育所、幼稚園、小中学校・学校給食センター、家庭・地域等と連携を図り、家庭への食育の推進に取り組みます。

③外部機関等との連携強化

- ・商工会、中部福祉保健所、市内医療機関、大学機関、県栄養士会等との連携を強化し、ヘルシーメニュー開発研究、小学校区をモデルとした食生活実態調査研究、食育講演会の開催等、市民の健康の維持・増進、生活習慣病の予防につながる食育の推進に努めます。

3 計画の進行管理

計画の効率的・効果的な推進のために、食育施策に対する市民ニーズや市民の健康状況データの把握に努めるとともに、庁内組織（検討委員会、作業部会）において定期的な施策の点検・評価等の内部評価に取り組みます。また、必要に応じて、関係団体や外部機関等に連携・協力を求め、所属団体・機関等の活動状況や事業計画等の情報等を共有し、課題解決の検討、食育推進の事業計画の見直し等に努めます。

さらに「宜野湾市食育推進会議」において、取り組みの進行状況の確認、評価・検討を行い、効果的な食育の推進を検討します。

ただし、社会情勢の変化や施策の評価等によって計画内容に見直しが必要になった場合には、適宜見直しを行います。

